

「尖閣諸島問題」をどう見るか

歴史的経緯を中心に

2011.01.23 リブインピース@カフェ

昨年9月7日、尖閣諸島沖で、中国漁船と日本の海上保安庁巡視船が衝突した事件が発生。「日本の固有の領土である尖閣諸島の海域を領海侵犯した中国漁船が、衝突して逃走しようとした」と言われている。この事件をきっかけに、マスコミにはセンセーショナルに反中国をあおる報道があふれ、世論もそれに染まっている。しかし実際はどうか、私たちは冷静に見たい。

(1) なぜ「尖閣諸島問題」が起きたのか

中国漁船が尖閣諸島周辺で操業するのは、珍しいことではない。これまでは事件にならなかったことが、なぜ今回は事件になったのか。それ以前と何が変わったのか？

中国漁船は、本当に領海侵犯したといえるのか 日中漁業協定での扱い

A. 旧協定（1975年締結）

（尖閣諸島は協定域に含まれないが、協定の精神として）

1. 巡視船などによる操業ルール違反の取締りは自国船に対してのみ可能 2. 締結国の巡視船等が他方の締結国の操業ルール違反を発見した時は、違反事実を他方の締結国に通知し、通知を受けた国が自国船を取り締まる。

B. 新協定（1997年締結、2000年6月発効）

国連海洋法条約（日中とも96年に批准）によりが排他的経済水域（EEZ）の設定が必要になったが、日中間ではEEZを確定しないまま、北緯27度以南（尖閣諸島を含む）は、従来通り双方が自由に操業できる水域に指定（図参照）。

漁業協定は、領海内には適用外だが、（日本が領海と主張する）尖閣諸島周辺にも事実上準用されてきた。中国漁船が尖閣諸島周辺に現れても、追い払うだけで実力行使はしてこなかった。



なぜ漁業協定であいまいな扱いになっているのか 尖閣諸島の領有権の問題は「棚上げ」することで日中両政府が合意

A . 1972年日中国交回復時の「棚上げ」合意

1972 年の日中共同声明

3 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第8項に基く立場を堅持する。

尖閣諸島については明記されていないが、「棚上げ」で合意。

田中角栄首相 尖閣諸島についてどう思うか？ 私のところに、いろいろ言ってくる人がいる。
周恩来首相 尖閣諸島問題については、今回は話したくない。今、これを話すのはよくない。

B . 1978年の日中平和友好条約の締結時の「棚上げ」再確認

鄧小平副総理の日本記者クラブでの会見

尖閣諸島を中国では釣魚島と呼ぶ。名前からして違う。確かに尖閣諸島の領有問題については中日間双方に食い違いがある。国交正常化の際、両国はこれに触れないと約束した。今回、平和友好条約交渉でも同じように触れないことで一致した。中国人の知恵からしてこういう方法しか考えられない、というのは、この問題に触れるとはっきり言えなくなる。こういう問題は一時棚上げしても構わない、次の世代は我々より、もっと知恵があるだろう。皆が受け入れられるいい解決方法を見出せるだろう。

自民党政権でも「棚上げ」は維持されてきた

自民党政権も、「尖閣諸島は日本固有の領土」という主張は掲げつつ、 B . のやり方で柔軟に対応し、「棚上げ」を守ってきた。2004 年の中国人活動家の尖閣上陸でも、小泉政権は逮捕後ただちに「国外退去処分」とした。

今回の中国漁船も、「棚上げ」合意に基づく日中漁業協定の運用の枠内で操業していたと考えられる。しかしながら、日本政府と海上保安庁は、中国漁船を追いかけて、回り込んで行く手を阻み、船長を逮捕して日本の国内法を使って裁こうとした。こうした対応は、明らかに と の合意を破るもの。そのために、中国政府は驚き、激しく反発した。事件を引き起こしたのは、日本側の対応の変化なのである。

再度「棚上げ」合意に立ち返らなければならない。その上で、最終的な解決は、平和的な交渉により実現すべきである。

(2) 日本政府による「尖閣諸島は日本固有の領土」という主張は真実か

尖閣諸島の領有権の問題が「棚上げ」されたのは、日中両政府が領有権を主張しているからである。では、日本政府の「尖閣諸島は日本固有の領土」という主張は、正しいのか。（なお、ここでは中国が尖閣諸島を自国領土と主張していることの正当性については、検討しない。まずは自国の主張を検証すべきという考えから）

日本政府の主張の論拠 1895 年閣議決定で日本領に編入した。国際法上、所有者のいない土地は、最初に占有した国に取得及び実行支配が認められる（「無主地先占」）。

「尖閣諸島の領有権についての基本見解」外務省

尖閣諸島は、1885年以降政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行ない、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重確認の上、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行なって正式にわが国の領土に編入することとしたものです。

しかし、実際に領有を閣議決定するまでの経過を見ると、これは真っ赤なウソであることが分かる。以下当時のやりとりを見る。

日本の内務省は、沖縄県令西村捨三に「沖縄県と清国福州間に散在せる無人島取調」の内命を授けた。これに対し、西村は「久米赤島外二島取調べノ儀ニ付上申」(1885年9月22日)で

中山伝信録ニ記載セル釣魚台、黄尾嶼、赤尾嶼ト同一ナルモノニコレ無キヤノ疑ナキ能ハズ。果シテ同一ナルトキハ、既ニ清国モ旧中山王ヲ冊封スル使船ノ詳悉セルノミナラズ、ソレゾレ名称ヲモ付シ、琉球航海ノ目標ト為セシコト明ラカナリ。依テ今回ノ大東島同様、踏査直チニ国標取建テ候モ如何ト懸念仕リ候間

(これらの島々は『中山傳信録』に記載されている釣魚島などと同じものであると思われる。同じものとすれば、この島々のことはすでに清国側でも詳しく知っているのみならず、名前を付け、琉球航海の目標としていることが明らかである。よって、この島々に、[無主地であることの明白な]大東島と同様、実地踏査してすぐ国標を建てるわけにはいかないだらう)と懸念を表明。

これを受けて、内務卿山県有朋は外務卿井上馨に意見を求め、井上は

明治十八年〔1885年〕沖縄縣久米赤島、久場島、魚釣島、國標建設ノ件
近頃清国ノ新聞ニ我政府ハ清国ニ屬スル台湾地方ノ島嶼ヲ占拠セン様ノ風評ヲ掲ゲ清政府ノ注意ヲ喚起セシテアリ故ニ此際最ニ一番タル一島ニハ暫時ハ着分不相応ノ不要ノコンプリケーション〔complication〕ヲ避クルノ好政策ナルベシ

(日本の企図について清国政府に警戒させてはならない)との意見を表明。

山県は、

沖縄県ト清国福州トノ間ニ散在スル無人島ヘ国標建設ノ件
秘第一二八号ノ内 無人島ヘ国標建設ノ儀ニ付内申 沖縄県ト清国福州トノ間ニ散在セル魚釣島外ニ
嶋踏査ノ儀ニ付別紙写ノ通 同県令ヨリ上申候処国標建設ノ儀ハ清国ニ交渉シ彼是都合モ有之候ニ
付目下見合セ候方可然ト相考候間 外務卿ト協議ノ上 其旨同県ヘ致指令候条此段及内申候也

(目下見合せる方がよい) という結論を出す。

以上から、当時の日本政府も、清が尖閣諸島を自国領土と見なしている可能性を認識していた。つまり、「無主地」とは言えないことを知っていた。だから、尖閣諸島を公然と日本の領土に編入すると、清から抗議されると考えた。抗議されることなく編入できるように、機会をうかがっていたのであった。

その後 1894 年に日清戦争を開始し、日本の勝利が確定的となった 1895 年 1 月 14 日の閣議決定で国標建設を認める決定をした。以前は清の抗議を懸念して編入を見合わせていたが、清が敗戦により弱体化したのに乗じて編入したのである。しかも、周辺諸国にその旨を公示もせず、閣議決定の内容を官報にすら掲載せず、標杭も建てず、こっそりと一方的に自国の領土とした。

そもそも「固有の領土」というような国際法上の概念はない。「無主地先占の法理」自体が、帝国主義列強による世界の植民地支配を正当化するための論理。人がいないところばかりでなく、人がいても近代的な国家に組み込まれていなければ占有できる。アフリカの植民地化もこれで正当化された。



なお、当時の日本で尖閣諸島が「無主地」でないと認識されていたことを裏付ける資料として、江戸時代に作られたこういう地図もある。尖閣諸島が中国本土と同じ色に塗られている。(林子平「三国通覧図説」付図「琉球三省并三十六島之図」)

(3) 日本の戦後処理におけるの領土放棄および沖縄返還との関係

日本政府の主張のもう一つの論拠 サンフランシスコ講和条約（1951年）によって尖閣諸島は琉球諸島とともに米軍の施政下に置かれることになった。沖縄返還協定（1971年）によって、琉球諸島の一部として日本に返還された。

しかしこれは、ポツダム宣言に反する。

ポツダム宣言第8項

「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州、四国 及吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ

この「吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」とは、どの島を日本領にするかは中国を含む連合国で決めるということ。このことを日本は降伏時のポツダム宣言受諾で受け入れ、日中共同声明（1972年）で確認している。

中国（中華民国と中華人民共和国）は、サンフランシスコ講和会議に招かれず、条約に加わっていない。したがって了承しておらず、拘束もされない。尖閣諸島などを中国の了承なしに日本領とすることは、ポツダム宣言および日中共同声明に反する。

また、ポツダム宣言では「カイロ宣言の履行」が義務づけられている。

カイロ宣言

三大同盟国（英、米、華）の目的は、日本国から、1914年の第一次世界戦争の開始以後において日本国が奪取し又は占領した太平洋における一切の島しょを剥奪すること、並びに満州、台湾及び澎湖島のような日本国が中国から武力又は貪欲で盗取した一切の地域を中華民国に返還することにある。

(2) の経過からも分かるように、日本は、日清戦争の勝利に乗じて一方的に尖閣諸島を自国領にしたのだから、カイロ宣言の履行により放棄したと考えるべきである。

沖縄県石垣市が標石を立てたのは、1895年の閣議決定から70年以上たった1969年5月。沖縄とともに尖閣諸島が日本に返還されるという形を作るために、あわてて立てたのである。中国が資源を狙って70年代に突然領有を主張し始めたとされるが、それを言うなら日本も同じことだ。

(4) 「棚上げ」合意のもう一つの重大な意味

尖閣諸島の「棚上げ」は、日中両政府が「五分五分」で手を打ったというような性格ではない。「棚上げ」の陰で中国政府と人民が払った犠牲を、日本人は十分認識しなければならない。

日本は、冷戦の激化の中で日本を反共の同盟国にするため、米が戦後の対日政策を変えたのに乗じて、ごく少数の国に少額の賠償を払うだけで済ませた。

1952年、台湾の「中華民国」政府との間に「日華平和条約」を結び、台湾政府の国際的立場が弱いことを利用して、賠償請求を放棄させた。大陸の中華人民共和国政府は承認しない姿勢を続けた。1972年のニクソン訪中をきっかけとして中国政府と国交交渉を始めたが、「日華平和条約」をたてに「戦争状態は終結し、賠償問題は存在しない」と強弁し、戦争責任を回避したまま国交を回復しようとした。

この時の周恩来首相の発言

日華条約につき明確にしたい。これは蒋介石の問題である。蔣が賠償を放棄したから、中国はこれを放棄する必要がないという外務省の考え方を聞いて驚いた。戦争の損害は大陸が受けたものである。

我々は賠償の苦しみを知っている。この苦しみを日本人民になめさせたくない。

我々は田中首相が訪中し、国交正常化問題を解決すると言ったので、日中両国人民の友好のために、賠償放棄を考えた。しかし、蒋介石が放棄したから、もういいのだという考え方は我々には受け入れられない。これは我々に対する侮辱である。

結果的に、日中共同声明では、「中日両国国民の友好のため」という形で、賠償請求の放棄を盛り込んだ。

中国の受けた被害は、将兵の死傷 331 万人以上、非戦闘員の死傷者 842 万人以上、公私有財産の直接的損失は、掌握できたものだけで 313 億ドル以上（1937 年 6 月の米ドルに換算、同年の日本政府の一般会計歳出は 7.7 億ドル強）（以上、蒋介石による）。

中国は受けて当然の莫大な賠償を放棄した。それは苦渋の選択であったに違いない。日本は、中国と台湾の争いにつけ込んで、賠償を免れた。しかも、日本政府はそれに乗じて、その後も侵略の責任を否定し続けた。これと合わせて考えることで、尖閣の「棚上げ合意」を反故にしようとする日本政府の態度がいかに犯罪的であるか、が浮かび上がる。

尖閣諸島の「棚上げ」合意と同時に行われた 1972 年の日中共同声明による賠償請求放棄が、中国にとっていかに大きな犠牲を払ったものであるか。私たちは、このことを十分考えなければならない。尖閣諸島の問題をこれと切り離して、「高圧的な中国」などとあおることは、侵略戦争の責任を忘れ、中国の人々が日本に示してくれた「友好」の精神に侮辱で応えることである。